

青森県報

第四千二百十六号

平成二十八年
十月二十四日
(月曜日)

目次

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定	……………	(高 齢 福 祉 保 険 課)	… 一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	……………	(同)	… 一
児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定	……………	(こ ろ も み ら い 課)	… 二
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出	……………	(障 害 福 祉 課)	… 二
公共測量の実施	……………	(監 理 課)	… 二
右 同	……………	(同)	… 二
右 同	……………	(同)	… 三
公 告			
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告	……………	(県 民 生 活 文 化 課)	… 三
肥料登録の有効期間の更新	……………	(食 の 安 全 ・ 安 心 推 進 課)	… 三
肥料登録の失効	……………	(同)	… 四
地籍調査の成果の認証	……………	(農 村 整 備 課)	… 四
都市計画の変更案の縦覧	……………	(都 市 計 画 課)	… 四
右 同	……………	(同)	… 四
建設業者の許可の取消し	……………	(東 青 地 域 民 局)	… 五
右 同	……………	(中 南 地 域 民 局)	… 五

右 同	……………	(三 八 地 域 民 局)	… 六
右 同	……………	(同)	… 六
右 同	……………	(県 北 地 域 民 局)	… 六

告 示

示

青森県告示第六百六十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十八年十月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス事業を行 う事 業 所	指 定 年 月 日	
	名 称				所 在 地
社会福祉法 人長老会	三戸郡南部町大 字城渡字東あか ね五の一二五	短期入所 生活介護	エスコート あかね	三戸郡南部町大 字福田字あかね 一二の二	平成 二六・〇・二五

青森県告示第六百六十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十八年十月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名 又は 名称	社会福祉法人 長老会	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予防 サービスの 種類	介護予防サ ービス事業 所	指 定 年 月 日
	三戸郡南部町大 字坂渡字東あか ね五の二二五				
生活介護	エスコート あかね	三戸郡南部町大 字福田字あかね 一三の二	短期介護 施設		

青森県告示第六百六十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

平成二十八年十月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	アーチ薬局いたやなぎ	所 在 地	指 定 年 月 日
ほなみ薬局本店	北津軽郡板柳町大字福野田字実田五三の八	十和田市穂並町一〇の三	平 成 二 六 ・ 九 ・ 八

青森県告示第六百六十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成二十八年十月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
変更前	訪問看護ステーションふるくろ	八戸市吹上二丁目八の三一	平 成 二 六 ・ 一 〇 ・ 一
変更後	訪問看護ステーションえがお	八戸市類家五丁目二五の二二	
変更前		十和田市西十二番町二の二七	
変更後		十和田市穂並町六の二七	二 六 ・ 一 一

青森県告示第六百六十七号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所
- 二 測量の種類
公共測量（三級基準点測量）
- 三 測量の期間
平成二十八年八月三十日から平成二十九年一月三十一日まで
- 四 測量の地域
北津軽郡中泊町大字長浜、北津軽郡中泊町大字豊島

青森県告示第六百六十八号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所

二 測量の種類

公共測量（三級基準点測量）

三 測量の期間

平成二十八年九月七日から平成二十九年一月三十一日まで

四 測量の地域

北津軽郡鶴田町大字大性、北津軽郡板柳町大字飯田

青森県告示第六百六十九号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

青森県地方務局

二 測量の種類

公共測量（四級基準点測量）

三 測量の期間

平成二十八年十月三日から平成二十九年二月二十八日まで

四 測量の地域

八戸市中野五丁目及び八丁目の全部並びに四丁目、六丁目及び七丁目の一部の地域

公

告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年十月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十八年十月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ドリーム

三 代表者の氏名

月館 順一

四 主たる事務所の所在地

三戸郡階上町大字赤保内字大上二六の四〇

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、その自立や社会参加を支援する事業を行うことにより、障害者が社会の一員としての自覚を持ち、誇りと生きがいを持って生活できる環境づくりに寄与することを目的とする。

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定により平成二十八年十月十二日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十八年十月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の 規格	生産業者の氏 名又は名称及 び住所
------	-------	-------	------------------	------------	-------------------------

青森県第 三四九号	混合有機肥 料	りんご自慢 有機2号	窒素全量 五・〇 りん酸全量 四・〇 加里全量 二・〇	公定規格 のとおり	片倉コープア グリ株式会社 東京都千代田 区九段北一丁 目八の一〇
--------------	------------	---------------	--	--------------	---

肥料登録の失効

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定により次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十八年十月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県第 四五号	魚かす粉末	七・〇片倉 魚かす粉末 肥料	窒素全量 七・〇 りん酸全量 六・〇	保証成分量 （パーセント）	その他の 規格	生産業者の氏 名又は名称及 び住所
					該当なし	片倉コープア グリ株式会社 東京都千代田 区九段北一丁 目八の一〇

地籍調査の成果の認証

平川市が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第一項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十八年十月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大字名	小字名

平川市	南田中 高木	北原、西原、北林元、村内 原富
-----	-----------	--------------------

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、弘前広域都市計画区域における道路に関する都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり弘前広域都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年十月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 都市計画の種類
弘前広域都市計画区域における道路に関する都市計画（三・四・二〇号紺屋町野田線）
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域
1 除かれる土地の区域
弘前市大字亀甲町、大字田茂木町、大字田町一丁目の各一部
- 2 追加される土地の区域
弘前市大字田茂木町、大字田町一丁目、大字野田二丁目の各一部
- 三 縦覧場所
青森県土整備部都市計画課及び弘前市都市環境部都市政策課
- 四 縦覧期間
平成二十八年十月二十五日から同年十一月七日まで
- 五 縦覧時間
午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、むつ都市

計画区域における道路に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおりむつ都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年十月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

むつ都市計画区域における道路に関する都市計画（一・五・一号むつ横浜線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

なし

2 追加される土地の区域

むつ市大字田名部字前田、字榎川目、字上川、字土手内、字斗南岡、字下道、字二本松、字上道、字内田、字赤川ノ内並木、大字奥内字大室平、字金谷沢、字今泉、字迎関、字高館、字浅沢、字曲久保、字鍋谷道、字釜谷道、字館ノ下、字小渡、字沢ノ下、字品ノ木、字栖立場、字近川、大字中野沢字六明窪、字上山道、字中田道、字高梨子川代、字上田、字畑沢野、横浜町字林尻、字川太郎川目、字夷ヶ沢平、字梨木平、字大豆田、字家ノ前川目、字鶏ヶ唄、字中田ノ沢、字中椈名木、字林ノ後、字太郎須田、字林ノ脇、字上イタヤノ木、字下外ノ沢、字荒内、字向平、字牛ノ沢川目、字百目木、字吹越、字豊栄平の各一部

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、むつ市建設部都市政策課及び横浜町企画財政課

四 縦覧期間

平成二十八年十月二十五日から同年十一月七日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年十月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社晴海

二 代表者の氏名 織笠 和彦

三 主たる営業所の所在地 青森市原別七丁目一〇の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第一〇〇六六四号

五 取消年月日 平成二十八年九月二十七日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及びしゅんせつ工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年九月九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年十月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 三上工務店

二 氏名 三上 金一

三 主たる営業所の所在地 平川市碓ヶ関古懸鳥井一五の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第一一六六二号

五 取消年月日 平成二十八年九月二十七日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年九月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出

により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成二十八年十月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 岩善電工業株式会社
- 二 代表者の氏名 岩間 靖志
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字長苗代字島ノ前二〇
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二七）第九七五二号
- 五 取消年月日 平成二十八年九月二十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十八年七月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成二十八年十月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社ランナー企画
- 二 代表者の氏名 井上 美壽穂
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字是川字二ツ屋六の六〇

- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二五）第三〇〇五五九号
- 五 取消年月日 平成二十八年十月四日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十八年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成二十八年十月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社秋田谷組
- 二 代表者の氏名 秋田谷 ヨスエ
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市相内八二の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二五）第一六四二九号
- 五 取消年月日 平成二十八年九月二十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十五年五月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭	